

## 東アジア共同体の「必然性」

中島 朋義

2006年12月

環日本海経済研究所  
(ERINA)

# 東アジア共同体の「必然性」<sup>1</sup>

環日本海経済研究所 (ERINA)

調査研究部研究主任

中島 朋義

## はじめに

近年の東アジア経済の急速な発展と、各国・地域相互の結びつきの強まりは、まさに瞠目すべきものといえる。域内貿易比率を基準として見ても、2003年には50%超え、NAFTA (North American Free Trade Agreement) を凌ぎ、EU (European Union) に迫る水準に達している<sup>2</sup>。こうした実態を事実上の (de facto) 経済統合ととらえ、さらにその結びつきを強化し、地域の経済発展を持続させるため、制度的な経済統合を進めようという動きは強まっている。そのような動きの中で「東アジア共同体」という概念が提示され、それに関わる議論が活発になってきた。

しかしその内容は未だに具体性を欠いており、全体像は明確ではない。「東アジア共同体」とは何なのか。それはFTAや他の経済統合とどのように区別されるのか。なぜ経済統合の姿が「東アジア共同体」でなければならないのか。本稿ではこのような論点を整理していきたい。

## 1. 東アジア経済統合の歩み—ASEAN+3を中心に

以下では、東アジアにおける経済統合の実際の動きと、そこから生み出された東アジア共同体構想の展開について、その核となったASEAN+3首脳会議を中心に整理したい。

### (1) ASEAN+3 首脳会議の発足

東アジアにおける経済統合に関する構想の起源は、おそらく1990年代初頭、マレーシアのマハティール首相によるEAEC (East Asian Economic Caucus) 構想に遡ることができよう。しかし周知のように同構想は米国の強い反発にあい、また結果として日本および他のASEAN加盟国の賛同も得ることができず、日の目を見なかった。

その後、東アジアの経済統合に向けた動きが再開されるのは、1997年のアジア通貨危機以降のこととなった。同年ASEANは結成30周年を記念し、12月に開催された首脳会議に、日本、中国、韓国の北東アジア3カ国首脳を招待した。会議は事前に計画されていたものであったが、折からの通貨危機に対する政策協力を議論する絶好の機会となった。このため、翌年第二回の首脳会議が開催されることとなり、現在まで継続するASEAN+3首脳会議の始まりとなった。

---

<sup>1</sup> 本稿は2006年10月15日に、日本国際経済学会第65回全国大会(於名古屋大学)において報告したものである。

<sup>2</sup> 経済産業省(2005)第3章。東アジアはASEAN (Association of South-East Asian Nations) 10カ国、日本、中国、韓国、台湾、香港。

同首脳会議は年一回の ASEAN 首脳会議にあわせ、ASEAN<sup>3</sup>のメンバーがホスト国を務める形態で開催されている。首脳会議は東アジアの経済統合に向けた話合いの場となり、いくつかの重要な動きこの場での合意をもとに始められた。また北東アジア 3 カ国と ASEAN 諸国との FTA 協議の多くのも、この場を活用して進められることとなった。(表 1) はそのうちの主要な部分を整理したものである。

(表 1) 東アジア経済統合に関わる動き

年	月	事 項
1997 年	7 月	アジア通貨危機のはじまり
	12 月	第一回 ASEAN+3 (日中韓) 首脳会議開催 (以降、毎年開催)
2000 年	5 月	ASEAN+3 蔵相会議「チェンマイ・イニシアティブ」合意
2001 年	11 月	中国-ASEAN、FTA に向けた協議を開始
	12 月	中国、WTO 加盟
2002 年	11 月	日本・シンガポール経済連携協定発効 (日本初の FTA) 中国、日中韓 FTA の締結を提案
	7 月	中国・ASEAN FTA (枠組み協定) 発効
2003 年	12 月	日本-韓国、FTA 政府間交渉開始
	11 月	日本-フィリピン FTA 正式合意
2005 年	1 月	韓国-ASEAN、FTA 政府間交渉開始
	4 月	日本-ASEAN、FTA 政府間交渉開始
		韓国-シンガポール FTA 調印
	7 月	中国-ASEAN FTA、一部品目の関税引き下げ開始 日本-インドネシア、FTA 政府間交渉開始
	9 月	日本-タイ FTA 正式合意
2006 年	12 月	第 1 回東アジア・サミット開催 (ASEAN+3+インド、豪州、NZ)
	5 月	ASEAN+3 蔵相会議、地域通貨単位の研究開始で合意 韓国-ASEAN (タイを除く)、FTA 調印
	7 月	日本・マレーシア経済連携協定発効

(出所) 各種資料を元に筆者作成

## (2)EAVG と EASG

1998 年の第二回首脳会議において、韓国の金大中大統領の提案で、東アジアの将来像について検討を行う有識者による EAVG (East Asia Vision Group) が設置された。同グループは 3 年後の 2001 年の首脳会議に “Towards an East Asian Community” と題する、東アジアの経済協力、さらには経済統合を目指したレポートを提出した。“East Asian Community” すなわち「東アジア共同体」ということばが、政府レベルの政策論議の場で用いられたのは、おそらくこれが最初と思われる。内容としては APEC のボゴール合意を前倒しで実施し、東アジアに自由貿易圏を形成すること、ASEAN+3 首脳会議を「東アジ

<sup>3</sup> ASEAN 加盟国は 1997 年時点で、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマーの 9 カ国。1999 年にカンボジアが加わり 10 カ国となる。

ア・サミット」に発展させることなどが含まれていた。

さらにその後、この提言を受け、その内容を各分野について具体化すべく、各国の官僚を構成員とする EASG (East Asia Study Group) が設置された。同グループは翌 2002 年の首脳会議にレポートを提出し、これは政府間の合意文書となった。同レポートにおいても、東アジア自由貿易圏構想、「東アジア・サミット」の開催などは中長期的措置として盛り込まれ、首脳会議を軸とする経済統合の動きは一步進むこととなった。

### (3)東アジアにおける FTA の動き

1990 年代は、ヨーロッパにおける EU、北米における NAFTA の成立に示されるように、世界的に地域経済統合が加速した 10 年であったといえる。

一方、東アジアにおいては、東南アジアには ASEAN 加盟国間の FTA である ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area : AFTA) が 1993 年に成立した。しかし日中韓の北東アジア 3 カ国は、いずれも世界の主要な貿易国であったにもかかわらず、2000 年の時点ではいかなる FTA も締結していなかった。

しかし、通貨危機以降の域内経済協力強化の動きの中で、東アジアにおける FTA 締結の機運は高まり、2002 年には北東アジアと東南アジアの間の最初の FTA となる“日本・シンガポール経済連携協定”<sup>4</sup>が発効した。日本はこの他、2006 年にマレーシアとの間で経済連携協定が発効し、タイ、フィリピンとは協定の正式合意に至っている。さらにインドネシアとは二国間交渉に入り、ASEAN 全体との交渉も同時に進めている。

また中国は、2001 年の WTO 加盟以降、FTA を貿易政策の主要な柱と位置づけ、ASEAN との交渉も積極的な姿勢をとった。WTO の授權条項に基づく中国-ASEAN の FTA (枠組み協定) は 2003 年に発効し、2005 年にはいわゆる“early harvest”として、農産品など一部品目の関税の前倒し撤廃を実現している。

韓国も近年 FTA に積極的で、2005 年にシンガポールとの二国間協定を締結し、2006 年にはタイを除く ASEAN9 カ国との間に物財に貿易に限定した FTA を締結している。

このように 2000 年代に入り北東アジアと東南アジアの FTA 締結は急加速したが、一方で北東アジア域内の動きは遅々としている。日韓 FTA 交渉は 1998 年の金大中大統領訪日時に提起されて以来、長い民間レベルの研究を経て、2003 年に漸く政府間交渉の開始に至った。しかしその後、日本側農産品の扱いなどを巡り協議は難航し、現時点においても締結の見通しは立っていない。また、日中、中韓 FTA についても政府間交渉開始の目途は立たない状況である。

このため、北東アジア 3 カ国と ASEAN の FTA ネットワークの形成は、それぞれ“ASEAN+1”の形で進みつつある。現状では EAVG、EASG によって提起された ASEAN+3

---

<sup>4</sup> 日本政府は、物財・サービスの貿易だけでなく、投資、労働移動、知的財産権、基準認証など、多様なテーマを含んだ自由貿易協定を、経済連携協定 (Economic Partnership Agreement : EPA) と呼称している。しかし例えば NAFTA に示されるように、近年の FTA の多くは、その呼称の下に物財・サービス貿易以外の事項を扱っている。したがって本稿では個別の協定の固有名称以外は FTA の語を用いる。

全域をカバーする自由貿易地域の形成は、具体化できそうにない。こうした状況を放置すれば、複数の FTA によって関税率や原産地規定などの扱いに違いが生じ、いわゆるスパゲッティ・ボウル現象と呼ばれる運用上の不効率が発生することが危惧される。

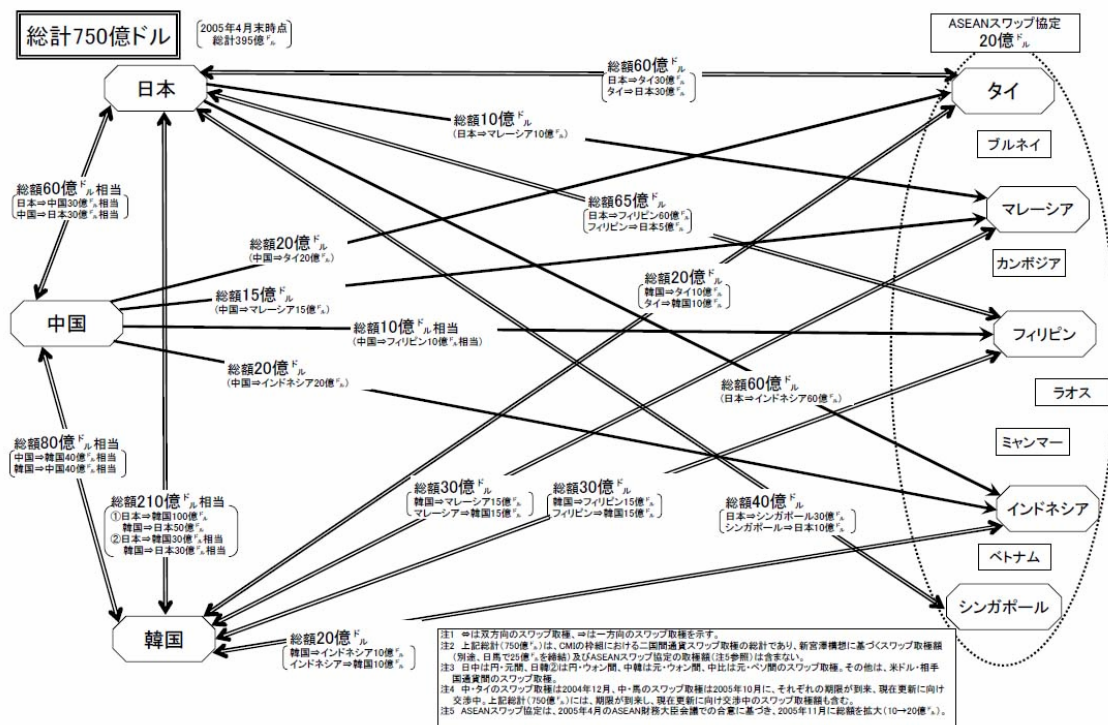
#### (4) チェンマイ・イニシアティブと金融協力

1999 年の ASEAN+3 首脳会議において、各国首脳が通貨危機の再発防止に向けた、東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化に言及した。これを受けて 2000 年 5 月にタイのチェンマイにおいて開催された ASEAN+3 蔵相会議において、二国間通貨スワップ取極 (Bilateral Swap Arrangement : BSA) 構築を主な内容とするチェンマイ・イニシアティブ (Chiang Mai Initiative : CMI) が合意された。CMI に基づく BSA はその後、暫時、拡大整備され、現在 (2006 年 5 月) では (図 1) に示したように日中韓 3 カ国及び ASEAN5 カ国<sup>5</sup>の間で総額 750 億ドルの取極が交わされている。

また金融協力の分野ではこの他に 2003 年の ASEAN+3 蔵相会議において、日本がアジア債券市場育成イニシアティブ (Asian Bond Markets Initiative : ABMI) を提案し、以降、各国間の協力により、アジア通貨建て債券市場の環境整備が進められている。

(図 1) チェンマイ・イニシアティブの枠組みにおける通貨スワップ取極の現状

2006 年 5 月 4 日現在



(出所) 財務省

<sup>5</sup> タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、シンガポールの 5 カ国

## (5) 東アジア・サミット

EAVG 及び EASG で必要性が言及された東アジア・サミットはその後の曲折を経て、2005 年 11 月に第一回が開催された。ASEAN+3 首脳会議とは別個の会議として開催されることとなり、参加国は ASEAN+3 にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた 16 カ国であった。

同サミットの共同宣言では「東アジア・サミットが東アジア共同体の構築に重要な役割を果たしうる」という文言が盛り込まれたが、ASEAN+3 とどのような役割分担を果たすのか、またサミット参加国が将来の共同体構成国となるのかといった部分については、具体的な意思決定はされなかった。また当初明確ではなかった開催周期については、ASEAN+3 同様、ASEAN 首脳会議にあわせて開催されることとなった。

またこのサミットに先立って開催された 2005 年の ASEAN+3 首脳会談では、「東アジア共同体形成の将来の方向性を示す共同宣言」を、首脳会談の十周年となる 2007 年までに作成することが合意された。

## 2. 東アジア共同体に関する政策提言

前節では ASEAN+3 を軸とした東アジア共同体をめぐる議論について整理したが、共同体の内容については明示されているとはいえない。以下ではより具体的なイメージを提示するため、日本における二つの団体による東アジア共同体の創設に向けた政策提言を紹介したい。

(表 2) は東アジア共同体評議会<sup>6</sup>による政策提言の内容をまとめたものである。冒頭の 1-(1)にある「平和・繁栄・進歩」の理念は、EAVG の報告書で提示されたものであり、“平和”は共同体が「不戦共同体」であることを、“繁栄”は競争と協力による経済の繁栄を、“進歩”は自由・民主主義・人権という価値の達成を意味する。そして東アジアにおける共同体形成は「これらの価値を実現するための進化過程 (evolutionary process) であり、静的なクラブ形成ではない」としている。

さらに 1-(3)において、共同体形成のために機能的協力が重要であるとし、続く 2~4 において貿易・投資、金融、政治・社会・文化の各領域における協力の具体的提言を行っている。その内容は安全保障、環境、文化など多岐にわたっているが、これらの中で経済分野(通貨・金融協力/貿易・投資の促進)については、共同体形成のエンジンとして重視する必要があるとしている。また、経済統合の実現については、2-(1)において 3 段階の進め方が提案されている<sup>7</sup>。

最後に 5 及び 6 において、共同体形成に向けた内外の体制整備について、ASEAN+3 首脳会議、東アジア・サミットのあり方を含め提言を行っている。

<sup>6</sup> 東アジア共同体評議会は国内のシンクタンク、有識者の呼びかけによって、「東アジア共同体」構想に関する産官学の知的プラットフォームとして、2004 年 5 月に設立された組織。シンクタンク、有識者、経済人を構成員とし、会長は中曽根康弘元首相。

<sup>7</sup> これについては次節において後述。

(表 2) 東アジア共同体評議会による政策提言の概要

—政策提言—

1. 東アジア共同体の理念

- (1) 「平和・繁栄・進歩」理念の重視
- (2) 「開放性、透明性、包括性」原則の重視
- (3) 機能的協力の推進
- (4) ゆるやかなアイデンティティの形成

2. 東アジアにおける貿易・投資協力

- (1) 3段階の経済統合の実現
- (2) ハイレベルな FTA の構築
- (3) 市場開放の実現

3. 東アジアにおける金融協力

- (1) 域内における通貨の安定
- (2) 東アジア域内の現地通貨建て債券市場の拡大
- (3) 日本の金融セクターの強化—不良債権問題からの脱却と域内投資の活発化—
- (4) 日本の金融市場の国際化

4. 東アジアにおける政治・社会・文化協力

- (1) 機能協力からの信頼感の醸成
- (2) 「東アジア・エネルギー・環境協力メカニズム」の創設
- (3) 「東アジア海洋安全保障協力メカニズム」の構築
- (4) 「東アジア地域感染症対策システム」の構築
- (5) 「東アジアの多国間文化協力・交流ミッション」の設置
- (6) 「文化交流・文化協力」の具体的提案
- (7) 研究・教育交流の促進

5. 東アジア共同体にむけた枠組み作り

- (1) ASEAN+3 首脳会議と東アジア・サミット
- (2) ASEAN 事務局中心の体制強化
- (3) 柔軟な参加枠組み作り

6. 東アジア共同体にむけた日本としての努力・体制整備

- (1) 「東アジア政策閣僚会議」の開催
- (2) 農業市場の開放・労働力の受入に関する基準・資格の整備
- (3) 広報・教育・研究の促進
- (4) 発信力の強化

(出所) 東アジア共同体評議会(2005)を元に筆者作成

(表 3) は経済同友会による東アジア共同体実現に向けた政策提言の内容を要約したものである。共同体の目的と理念についてはⅡ-2-(6) に東アジア共同体評議会とほぼ同様の内容が盛り込まれている。またⅡ-2-(7) において基本理念の共有化については、「共同体実現のプロセスの中で、時間をかけて醸成すべき」としている点も、東アジア共同体評議会と共通した論理となっている。

(表 3) 経済同友会による政策提言の概要

I. 東アジア域内協力 (略)
II. 東アジア共同体の必要性和基本的あり方
1. 東アジア共同体の必要性
(1) 域内における信頼醸成と平和構築
(2) 健全なナショナリズムの醸成
(3) 東アジア経済統合の制度化
2. 東アジア共同体の基本的あり方
(1) 「共同体」実現の基本的道筋
(2) イコール・パートナーシップの構築
(3) ASEAN を軸にした同心円の拡大
(4) 開かれた共同体の実現
(5) 域内全体としての格差是正の仕組みの構築
(6) 東アジア共同体の目的と基本理念
「共同体の目的」：東アジア域内の共同繁栄と平和共存
「共同体の基本理念」：民主主義、市場経済、基本的人権
「共同体運営の基本原則」：相互協力、内政不干涉、紛争の平和的解決、 軍事力行使の放棄、地域格差の是正、イコール・パートナーシップ
(7) 東アジア的特質のある共同体
3. 日本にとっての東アジア外交の戦略的重視を
III. 東アジア共同体実現に向けた4つの提言
1. 日本と中国及び韓国の首脳会談の早期実現
2. 域内 FTA/EPA 促進の為、日本の大幅な農産物等の市場開放
3. 東アジア地域開発基金（仮称）の創設
4. 東アジア共同体推進会議（仮称）の創設

(出所) 経済同友会(2006)を元に筆者作成

ここに示したように、東アジア共同体の概念は経済のみではなく、多様な分野・領域に及んでいる。しかし共同体構想の推進の原動力となっているのは、提言中にも見られたように、東アジア経済の急速な発展であり、相互の結びつきの強まりといえる。次節以降では、経済統合に関わる経済学の問題を用い、東アジア共同体に関わる議論を整理したい。

### 3. Balassa の 5 段階論と東アジア共同体

以下では東アジア共同体とそれに関わる東アジアの経済統合の議論について、Balassa (1962) による経済統合の 5 段階論を一つの基準として整理してみたい。

いわゆる Balassa の 5 段階論は、経済統合の水準を表現するものとして広く引用されている。(表 4) はその 5 段階をまとめたものである。

ここで経済統合を検討する上で、Balassa の分類を援用する際に留意すべきと思われる点を、二つ指摘したい。第一は Balassa の分類の性格についてである。Balassa の議論が、当時まさに開始された、ヨーロッパの経済統合の動きを念頭に置いたものであったことは疑う余地はない。しかし現在の視点からは見落としがちなことであるが、Balassa がこの分



類を提示した時点では、EEC (European Economic Community) はすでに 1958 年に発足してはいたが、未だ共通の関税政策は導入されておらず、②の関税同盟の段階にすら至ってはいなかった。したがって特に③の共同市場以降の段階については、Balassa が将来においてありうる経済統合の形態として示したものであり、実在するものを分類したわけではないという点である。

(表 4) の事例は、筆者の判断によって実在する (あるいは実在した) 経済統合を分類したものである。まず③の共同市場については、生産要素の域内移動の自由化という Balassa の基準を厳密に適用すれば、ヨーロッパにおいてはマーストリヒト条約による 1993 年の EU の成立を待たねばならなかったといえよう。一方で現在の EU は、域内において多くの「経済政策の調整」を行っているという点においては、④の経済同盟と呼ばれる資格も併せ持っている。また欧州委員会という「超国家的行政機構」を備えている点では、⑤の条件の一部を満たしているとも考えられる。さらに通貨統合を実現したユーロ圏について言えば、より⑤に近い段階にあるといえるかもしれない。

第二に、第一の点と関連して、現在見られる経済統合の諸形態が、必ずしも概念としてこの 5 段階と整合的とは限らないという点である。特に重要と思われるのは、NAFTA に代表される 90 年代以降の多くの先進的な FTA である。これらの FTA では物財の貿易の自由化 (関税等の撤廃) に加え、サービス貿易の自由化を含み、さらには資本や労働の移動の自由化についても、部分的にはあるが包摂している<sup>8</sup>。この点では③の要素を含んだ経済統合といえる。また製品の基準・認証、知的財産権の保護、政府調達など、まさに各種の経済政策の調整というべき要素を含んだものも多くなっている。この点においては④の要素も含んでいるといえよう。これらを総括すれば、現実の経済統合の進化は、Balassa が整理したように、財市場の統合①、②⇒資本及び労働市場の統合③⇒経済制度の統合④、⑤、という順序で整然とは進んだわけではなく、言わば“飛び級”のような形態も多く発生したといえる。

以上のような留意点はあるが、Balassa の 5 段階論は経済統合を扱う研究者の多くにとって共通の分析ツールとなっており、以下紹介する東アジア共同体に関する議論においても、場合によって明示的に、あるいは暗黙裡に前提として用いられている。したがって本稿においても議論の整理の基準として用いることとする。

---

<sup>8</sup> これについては経済産業省 (2001) 第 4 章に詳しい。

(表 4) Balassa による経済統合の 5 段階

	内容	事例 <sup>(注)</sup>
①Free Trade Area : FTA (自由貿易地域)	参加国間の関税の撤廃	伝統的 FTA
②Customs Union (関税同盟)	FTA に加え、域外に対して共通関税率を持つ	EEC (1968 年以降)
③Common Market (共同 (単一、統一) 市場)	関税同盟に加え、生産要素 (資本、労働) の域内移動の自由化	EU (1993 年以降)
④Economic Union (経済同盟)	共同市場に加え、一定の経済政策の調整 (共通化)	[EU]
⑤Complete Economic Integration (完全な経済統合)	金融政策、財政政策、社会政策、マクロ経済政策の統一、超国家的行政機構の創設	[EU] [ユーロ圏]

(出所) Balassa(1962)を元に筆者作成

(注) 筆者による類別

さてそれでは現在の議論において、東アジア共同体は Balassa の分類のどこに位置づけられるのであろうか。

(表 5) は東アジア共同体評議会の提言に含まれる「3 段階の経済統合」を整理したものである。Balassa との比較において言えば、「第一段階」は①に、「第二段階」は②に相当しよう。ただし「第一段階」において「ヒト、カネ (投資)」の移動の自由化が盛り込まれている点を見るように、先述した先進的 FTA と同様、③の要素も含んだ概念となっている。「第三段階」は明らかに Balassa の④、⑤の段階といえよう。つまり同提言では最終的には現在の EU、あるいはユーロ圏に相当するような水準の経済統合が目標として設定されていると理解できる。

(表 5) 東アジア共同体評議会の「3 段階の経済統合」

段階	内容
第一段階	東アジア経済連携協定 (EPA) を設立し、モノ、ヒト、カネ (投資)、情報が自由に移動する統一市場を実現する。
第二段階	関税同盟に移行する。
第三段階	金融制度などの経済制度の統一、共通マクロ経済政策、単一通貨を含む経済統合へ発展させる。

(出所) 東アジア共同体評議会(2005)を元に筆者作成

他の論者による議論を見てみると、吉田 (2006) は当面の目標を②の関税同盟とし、その後の段階で主権の一部移譲を含む共通政策の導入を主張している。

一方、畠山 (2005) は、まず「共同体」とは Balassa の③に相当する、単一市場以上の段階を示すものと位置づけた上で、現時点では、自由と民主主義、基本的人権の尊重、法

の支配、といった価値観が共有されているとはいえない東アジアにおいては、主権の一部移譲を含む、③以上の段階の統合は困難であり、むしろ東アジア FTA の早期実現を図るべきであると結論付けている。

渡辺（2006）も畠山と同様に、共同体の定義を③の共同市場以上の段階と位置づけた上で、まず予見しうる将来において、東アジアに②の関税同盟すら成立することは困難としている。さらに共同体の成立については、第一に東アジアにおける経済発展段階の相違、第二に日中韓三国の政治関係の緊張、第三に中国の地域覇権主義の三つの理由から「実現不可能であり、かつ実現すべきものではない」と結論付けている。このうち“経済的理由”である第一の発展段階の相違については、労働移動の自由化を不可能とするものであり、EU との決定的な条件の違いであると指摘している。

以上を整理すると東アジア共同体の概念については、Balassa の③を最低の段階とし、④、⑤を目指すという認識で概ね一致しているといえる。しかしその実現可能性については、論者によって大きな意見の相違があるといえる。

たしかに共同体形成の推進に否定的な論者が指摘するように、東アジア諸国における民主主義の未成熟と、経済発展段階の大きな格差をみるならば、経済制度の調整が容易に進むとは考えにくい。ヨーロッパにおいても、EEC の組成からマーストリヒト条約による共同市場の実現まで 35 年を要した。東アジアの場合、二つの根源的な課題の克服を共同体組成の前提条件と考えるなら、半世紀以上に及ぶ過程を視野に入れる必要がある。

#### 4. 最適通貨圏と東アジア共同体

最適通貨圏（Optimum Currency Area）は、Friedman の変動相場制の優位性の主張に対し、Mundell（1961）、Mckinnon（1963）らが唱えた概念である。財、サービスの貿易、資金移動、労働移動などによって密接に結びつき、マクロ経済の動きが連動している経済群においては、価格、賃金の硬直性が存在する場合においても、相互に固定相場制（共通通貨の導入を含む）を採用した方が、良好な結果を得ることができるとし、その経済群の範囲を最適通貨圏ととらえる。

東アジア共同体の概念に通貨統合が含まれるとするならば、東アジアがこの最適通貨圏の条件を満たしているか否かが問題となる。このようなテーマを扱った分析としては、Kawai and Motonishi（2004）が新しい。その結論によれば、生産面を中心に東アジア諸国のマクロ経済の変動は既に相関が強く、特に日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの 9 カ国・地域は最適通貨圏としての条件を満たしているとしている。一方、中国及び低所得の ASEAN 諸国では、他の東アジア経済との相関は弱く、現状では条件を満たしていないとしている。

さらに同論文はこうした分析を踏まえ、通貨統合へのステップとして、

- ・ 東アジア FTA の早期実現、
- ・ チェンマイ・イニシアティブの機能強化あるいはアジア通貨基金（Asian Monetary Fund）の創設、

- ・ 域内の為替安定化政策の導入、などの政策の推進を提言している。

## むすび

以上のように本稿では、東アジア共同体に関する議論を整理してきた。ASEAN+3 首脳会議を中心とする議論の中で提示された東アジア共同体という概念は、現時点においては具体的内容について国際的合意を伴ってはいない。日本国内における政策提言においては、東アジア共同体は最終的には EU のような高い水準での制度的統合をめざすものとされている。これに対し一部の論者からは、東アジアにおける経済発展格差が労働移動の自由化を困難にしていること、さらに一部の国の民主主義や法治主義の未成熟が、経済制度の統一の障害となることを指摘し、東アジアの経済統合の目標として共同体は適当ではなく、東アジア FTA の完成を優先させるべきとの批判が出されている。また東アジアにおける最適通貨圏の可能性の分析からも、現状においては中国及び低所得 ASEAN 諸国などは最適通貨圏の条件を満たしていないとの結果が示された。

あるいは、このような東アジア共同体をめぐる議論の対立を、時間軸の設定の問題と理解することが可能かもしれない。共同体推進の側に立つ意見においても、民主主義の成熟、経済発展格差の解消とって根源的な問題は、共同体形成のプロセスの中で長期的に解決されるべきものと位置付けている。また中間段階としての東アジア FTA の必要性にもコンセンサスは成立しているといえる。したがって、共同体に対する二つの立場は、短期目標と長期目標の力点の置き方の違い、という解釈をすることも不可能ではなからう。

しかし、筆者には現状の共同体推進論には、以下の二つの問題点があると思われる。

第一に、前述したように現在 ASEAN+3 の枠組みにおいては、二国（地域）間の FTA の締結が錯綜した形で進められている。これらを整理し東アジア全体をカバーする FTA を再構築することは、スパゲッティ・ボウル現象を防ぐためにも重要な課題である。また期待される東アジア FTA が、投資、労働力移動、政策の調整などを含む先進的なものであるとすれば、必要とされる作業は膨大なものとなろう。はたして東アジア各国政府には、こうした現実的な FTA の作業と並行する形で、半世紀先によりやく実現されるであろう共同体に向けたロードマップの作成に、マンパワーと時間を費やす余裕はあるのであろうか。政策形成の場における資源配分の問題としてこの点を指摘したい。

第二に、東アジア共同体が究極的には労働力移動の自由化、経済政策、経済制度の調整といった領域を含むのであれば、それは単なる国際経済上の取り決めには止まらず、各国の社会のあり方、国民の生活に重大な影響を与える存在となる。少なくとも日本を含め民主主義政体をとる国々においては、国民の理解と合意を抜きに、そのような政策の推進は不可能であろう。

しかし、現状ではそうした民主的な合意形成を進めるのには、あまりにも不確定な要素が多すぎる。はたして東アジアの経済成長は今後も順調に持続し、日本との所得格差は、経済統合を円滑に実現するのに十分なほど縮小するのか。はたして東アジア諸国の民主主

義は成熟し、法の支配は、様々な経済制度を国際的に共有しても問題のないレベルに達するのであろうか。これらは現時点ではだれにも答えられない問いである。「東アジア共同体」を、経済政策の選択肢として議論するのは、少なくともこうした根本的な課題にある程度の見通しが立てられる時点まで待っても、遅すぎることはないと考える。

#### (補論) 東アジア共同体の領域について

本論においては、議論の対象となっている“東アジア”の領域の定義について触れなかった。これは最適通貨圏の議論に代表されるように、経済統合が行われるべき領域も本来は経済学的な分析の結果として、得られるべきものという理解に基づく。しかし東アジア共同体を巡る実際の議論においては、その領域はいわば外生変数のように論者によって変えられている。以下では補論としてその点に触れておきたい。

本論において、紹介したように東アジア経済統合の議論は、ASEAN+3 の 13 カ国を中心に進められてきた。共同体の領域は当然これを前提としてきた。また実際の統合を考える上では、場合によって NIES の台湾、香港も視野に入れられてきた<sup>9</sup>。しかし、2005 年に開催された東アジア・サミットにインド、オーストラリア、ニュージーランドが正式な参加国となったことから、議論が複雑化している。さらに 2006 年の東アジア・サミットにはロシアの参加も予定されている。本論で前述したように東アジア共同体の形成について、ASEAN+3 首脳会議と東アジア・サミットの役割分担は曖昧なまま残されている。論者によっては小原 (2005) <sup>10</sup>のように、インド、オーストラリア、ニュージーランドなどを将来の東アジア共同体の構成員とすべきとの見解もある。しかしそのように領域を拡大した場合には、本論で整理してきた経済統合に関わる経済学的分析の前提が失われることとなる。この点は確認しておきたい。

#### (参考文献)

- 伊藤憲一・田中明彦監修 (2005) 『東アジア共同体と日本の針路』NHK 出版  
河合正弘 (2006) 「東アジアサミット後のアジア経済統合の課題」『国際金融』1163 号、外国為替研究会  
金良姫 (2006) 「韓国の北東アジア構想と課題—東アジア経済共同体の実現に向けて—」『ERINA REPORT』Vol. 71、環日本海経済研究所  
黒柳米司編著 (2005) 『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦—「東アジア共同体をめざして」—』明石書店  
経済産業省 (2001) 『通商白書 2001』ぎょうせい  
経済産業省 (2005) 『通商白書 2005』ぎょうせい  
経済同友会 (2006) 「東アジア共同体実現に向けての提言—東アジア諸国との信頼醸成をめざして—」

---

<sup>9</sup> 吉田 (2006)

<sup>10</sup> p 293

小原雅博 (2005) 『東アジア共同体—強大化する中国と日本の戦略—』 日本経済新聞社  
添谷芳秀・田所昌幸編 (2004) 『日本の東アジア構想』 慶應義塾大学出版会  
谷口誠 (2004) 『東アジア共同体—経済統合のゆくえと日本—』 岩波書店  
畠山襄 (2005) 「経済教室：東アジア共同体展望と課題 (中) 域内 FTA を目指せ」 『日本経済新聞』 2005 年 11 月 25 日  
原洋之介 (2002) 『新東亜論』 NTT 出版  
平塚大祐編 (2006) 『東アジアの挑戦—経済統合・構造改革・制度構築—』 アジア経済研究所  
東アジア共同体評議会 (2005) 『政策報告書：東アジア構想の現状、背景と日本の国家戦略』  
東アジア共同体評議会  
山影進編 (2003) 『東アジア地域主義と日本外交』 日本国際問題研究所  
吉田春樹 (2006) 「まずは経済共同体の創設から—問われる日本の選択」 『世界』 2006 年 1  
月号、岩波書店  
渡辺利夫編 (2005) 『日本の東アジア戦略—共同体への期待と不安—』 東洋経済新報社  
渡辺利夫 (2006) 「東アジアに「共同体」はなじまない—「パクス・シニカ」にアジアが屈  
する日」 『中央公論』 2006 年 2 月号、中央公論新社

Balassa, B. (1962), *The Theory of Economic Integration*, London, George Allen & Unwin Ltd

Kawai, M and T. Motonishi, (2004) “Is East Asia an Optimum Currency Area?”, Kawai, M. ed., *Financial Interdependence and Exchange Rate Regimes in East Asia*, Tokyo, Ministry of Finance

McKinnon, R. I., (1963) “Optimum Currency Areas” *American Economic Review*, 53 (September)

Mundel, R. A., (1961) “A Theory of Optimum Currency Areas” *American Economic Review*, 51 (September)